

## 別記様式

## 随意契約結果書

件名及び数量	平良港国際クルーズ拠点整備事業所要の土地賃貸借料
契約担当官等の氏名 並びにその所属する部 局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 沖縄総合事務局平良港湾事務所長 林 輝幸 沖縄県宮古島市平良字西里7-21
契約締結日	平成30年6月19日
契約の相手方の氏名 及び住所	(株)大米建設 沖縄県那覇市高良3丁目1番地1
契約金額 (消費税及び地方 消費税含む)	3,041,183円
予定価格 (消費税及び地方 消費税含む)	無し
随意契約によること とした理由	別紙のとおり
備考	

## 随意契約理由書

1. 件 名：平良港国際クルーズ拠点整備事業所要の土地賃貸借料
2. 借 上 場 所：沖縄県宮古島市平良字荷川取尻原 332-1、344-1、343  
(面積：9、836m<sup>2</sup>)
3. 契約の相手方：(株)大米建設 沖縄県那覇市高良3丁目1番地1
4. 当該借上の目的・内容及び随意契約の理由
  - (1) 目的・内容  
本件は、平良港国際クルーズ拠点整備事業を推進するために必要な本体ブロック等の製作・仮置ヤードを借上げることが目的とする。
  - (2) 理由  
平良港において国際クルーズ拠点整備事業の臨港道路の本体ブロック等の製作・仮置を実施するため、約9,836m<sup>2</sup>の面積が必要である。  
平良港周辺において、ブロック製作・仮置に適した用地を調査した結果、  
民有地(宮古総合病院近く)はヤードに面している道路が狭く、国道(390号線)に出る手前に急坂があり運搬が出来ない。  
漲水地区の港湾関連用地(市有地)は国発注のH29dブロック工事(3件)の製作・仮置場所として既に使用中である(H30.4.2~H30.11.30)。  
西仲宗根の国有地(港湾関連用地)は資材(石材、ブロック等)の積出ヤードとして使用中である(通年)。  
西仲宗根の市有地は国際クルーズ拠点整備事業によりカーニバル社がターミナルを建設予定である。  
西仲宗根の国有地及び市有地(橋梁アバット建設地)は臨港道路橋梁のアバット建設地及び石材、鋼材等ストックヤードとして、さらには国発注のH29dブロック工事(1件)の製作・仮置ヤードとして既に使用中(H30.4.2~H31.3.31)である。  
民有地(向かい)は用地に傾斜がありブロック製作・仮置が出来ない。  
民有地((株)大米建設用地)はブロック製作・仮置に必要な面積があり、運搬も可能である。  
市有地(下崎地区岸壁奥)は宮古島市港湾課がブロック製作に使用している(通年)。  
同じく市有地(下崎地区岸壁奥)はH30dに宮古島市が下水道処理施設を増

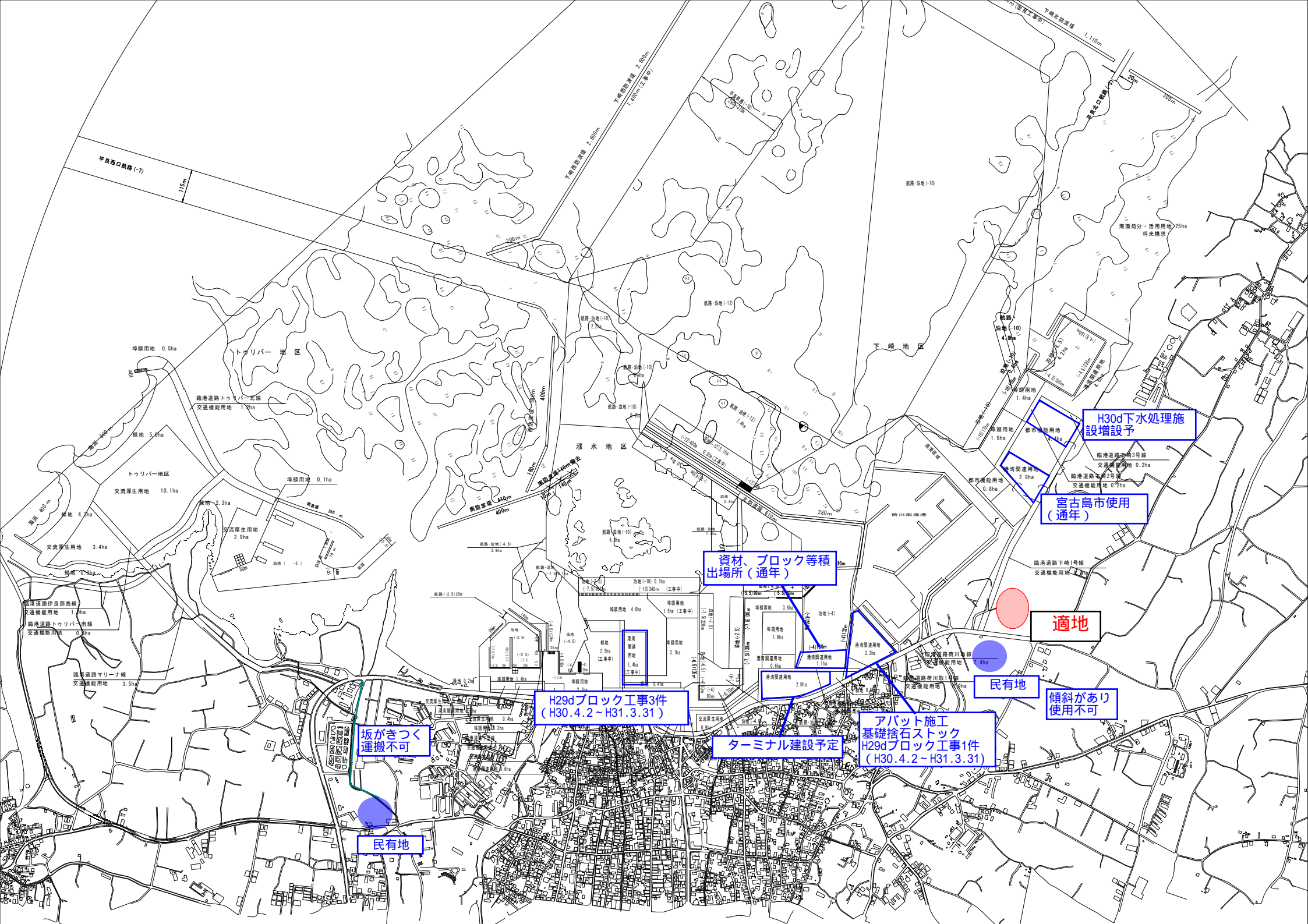
設予定である。

その他は据付時の運搬等を考慮すると、平良港から離れすぎるため不適となる。

( ~ について、別紙参照)

以上より、 の(株)大米建設の用地が最も条件に適した場所となる。

これにより会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に基づき随意契約を行うものである。



H30d下水処理施設増設予

宮古島市使用(通年)

適地

民有地

傾斜があり使用不可

アバット施工  
基礎捨石ストック  
H29dブロック工事1件  
(H30.4.2~H31.3.31)

ターミナル建設予定

H29dブロック工事3件  
(H30.4.2~H31.3.31)

資材、ブロック等積出場所(通年)

坂がきつく運搬不可

民有地